

令和5年度熊本市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(1) 主要な建設改良事業			
管渠布設費	5,976,300千円	207,679千円	6,183,979千円
ポンプ場、処理場築造費	4,283,030千円	△ 179,009千円	4,104,021千円
固定資産購入費	16,025千円	19,118千円	35,143千円
建設改良費(雨水)	1,614,355千円	△ 5,902千円	1,608,453千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 下水道事業収益	20,290,713千円	△ 128,125千円	20,162,588千円
第1項 営業収益	12,224,419千円	△ 167,202千円	12,057,217千円
第2項 営業外収益	8,021,339千円	41,707千円	8,063,046千円
第3項 特別利益	44,955千円	△ 2,630千円	42,325千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 下水道事業費用	18,622,192千円	△ 402,623千円	18,219,569千円
第1項 営業費用	16,790,156千円	△ 328,342千円	16,461,814千円
第2項 営業外費用	1,808,936千円	△ 74,354千円	1,734,582千円
第3項 特別損失	18,100千円	73千円	18,173千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,100,262千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,842,975千円、当年度分損益勘定留保資金 1,546,445千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 710,842千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,479,260千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,842,975千円、当年度分損益勘定留保資金 1,894,749千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 741,536千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	12,386,536千円	△ 362,407千円	12,024,129千円
第1項 企業債	6,284,000千円	△ 8,200千円	6,275,800千円
第2項 企業債(雨水)	706,000千円	8,200千円	714,200千円
第4項 補助金	4,547,311千円	△ 161,126千円	4,386,185千円
第5項 補助金(雨水)	700,950千円	△ 173,600千円	527,350千円
第6項 負担金	134,514千円	△ 27,681千円	106,833千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	21,486,798千円	16,591千円	21,503,389千円
第1項 建設改良費	10,998,499千円	24,608千円	11,023,107千円
第2項 建設改良費(雨水)	1,614,355千円	△ 5,902千円	1,608,453千円
第3項 企業債償還金	8,863,944千円	△ 2,115千円	8,861,829千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 築造事業	5,363,300	証書借 入又は 証券 発行	年5%以 内。ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる場 合、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金等 について は、その融 資条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協定 するところ による。た だし、財政 の都合によ り繰上償還 することが ある。	5,357,600	補正前に同じ		
流域下水道 築造事業	130,700				128,200			
公共下水道 築造事業 (雨水)	706,000				714,200			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	1,346,604千円	△ 61,965千円	1,284,639千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 補助金	5,100,107千円	△ 129,201千円	4,970,906千円

熊本市長 大西一史